

## 捕獲実施計画書（案）

年度	振興局名	地域名
5	渡島	福島

## 【基本情報】

住所等	土地所有者	メッシュ番号
松前矢越道立自然公園	北海道、福島町、その他	イ 123
岩部鳥獣保護区		イ 124
福島町岩部、日出、浦和		イ 222

## 【捕獲事業の目標】

当該地は道立自然公園並びに道指定鳥獣保護区に指定され、また道道岩部渡島福島停車場線に面した急崖地で、狩猟や許可捕獲が比較的行われていない地域であり、地域個体群の主な越冬地のひとつと見込まれている。

福島町内においてはエゾシカとの交通事故は令和 4 年に 9 件発生している。

また、町内南東部の海岸に面する斜面では、植栽木や法面緑化工の植生へのエゾシカによる被害が甚大となっている。

平成 19 年度から福島町内で実施しているエゾシカライトセンサス調査の結果でも、高密度に生息することが判明していることから、当該地において冬期間を中心に個体数調整を行い、適正な個体数までの減少に向けて調整することを目標とする。

## 【地区の概況】

条 件	状 況
生 息 状 況	当該地域個体群の主な越冬地のひとつとみられ、令和 4 年に同町内で実施されたライトセンサスでは、農耕地コースにおいて 21 頭/10km と振興局管内でも極めて高い結果が出ている。
地 形	津軽海峡に面した海蝕崖が見られる地域である。 人工針葉樹林を主としてツツジやシャクナゲなどの下床植物からなる林地は急峻な斜面を経て、住宅地や道道路面の存する狭小な平地を越え海岸線に至る。
餌 資 源 量	生息地内の積雪量は当該地域では平均的であるが、急峻な南斜面であることから地面が露出しやすいため、笹や雪を掘り起こして道路のり面の緑化草類や樹皮を冬季の餌としていると見込まれる。
周辺環境	希少動植物 天然林林床にツツジやクロモジなどの植生が見られたが、エゾシカによる食害等を受けている可能性が高い。 人間活動 道立自然公園であり地域を道道が横断しているが、袋小路になっていることに加え、急峻な地形もあり冬季の利用は少ない。
そ の 他	当該地は、急峻な海蝕崖が連続している地域であり、銃猟及び囲いわなの

別記第 4 号様式

	<p>実施が困難である。</p> <p>また、当該地は、令和 4 年度に本事業によりくくりわなで 8 1 頭の捕獲実績がある。</p>
--	---------------------------------------------------------------------

【猟法・捕獲手法】

地形及び周辺状況を考慮し、岩部、日出、浦和の 3 地区で捕獲を実施する。

また、猟法についてはくくりわな猟を基本とし、効果的な設置方法・時期を検証する。

猟法（捕獲手法）	実施期間	場所	目標頭数	考え方
くくりわな	12～3 月	浦和 日出 岩部	5 0	環境省が示したくくりわなの捕獲効率 0.02（頭/日基）を使用し、目標頭数を計算。 目標頭数 $\div$ 0.02 $\times$ 2400 基日

【実施体制】

- ・ 捕獲事業について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託する。
- ・ 事業計画や事後検証について、関係機関からなる調整会議を設置し、意見交換を行う。
- ・ 実施にあたっては関係機関の協力の下、周辺住民への事前周知を行う。
- ・ 実施中に必要に応じて周辺住民にチラシで成果を報告する。
- ・ 事業終了後には、成果をまとめたチラシを周辺住民に配布する。

区分	内容
わな猟 （くくりわな）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ くくりわなの種類は踏み落とし式又は平型とする。</li> <li>・ 設置期間は 12～3 月の 2400 基日に達するまで。</li> <li>・ 日に 1 回を基本として見回りを行い、出没状況や採食状況を確認するとともに、必要に応じて誘因餌の補給や設置箇所の整備等を行う。</li> <li>・ 万一錯誤捕獲を行った場合は、原則放獣する。</li> </ul>

【関係法令、規制等】

規制内容	根拠法令等	概要	申請先	備考
鳥獣の捕獲	鳥獣保護管理法第 9 条	エゾシカの捕獲	不要	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定により捕獲許可は不要
土地の使用（福島町）	普通財産使用許可申請	工作物の設置	福島町	

別記第 4 号様式

【有効活用】

捕獲個体については、可能な限り食肉利用やペットフードなどへ有効活用することを想定する。  
道内でのエゾシカ捕獲数に占める有効活用の実績である 26%を目安として目標値を設定する。

〈管内食肉処理施設〉

区 分	対 象	主な搬出先	住 所
ペットフ ード活用	ペットフードに活用可能なもの	北海ケミカル 函館事業所	北斗市追分 3 丁目 2-12
食肉活用	食肉に活用可能なもの	北斗市に建設中の処理施設 株式会社 MOMIJI	北斗市中山
一般廃棄 物処理	上記に該当しないもの	渡島西部広域事務組合 衛生センター	福島町字千軒 31-1